

## 議会基本条例の改善提案に関する仕分け結果

1 早期に着手可能な事項 合意可能な項目で、軽易な調整や意識づけで実施できる事項	2 前期重点課題 指摘が多くかつ緊急性・有効性が高い事項	3 引き続き協議が必要	4 他委員会での協議事項 予算決算委員会、広報広聴委員会での協議事項	5 その他 既の実現できていることや、他の分類に入らないもの	(既の実現できているもの)	(その他)
【第4条】③ 市民の「声」を把握する機会の増加	【第4条】② 市民から出た意見を政策提言につなげる仕組みを検討	【第4条】① 議員間討議の在り方について協議	【第12条】⑫ 議会カフェの開催を年2～3回を目安に（地域別の開催等も視野に）検討	【第7条】① 議会BCPの見直しや訓練を行なっていく	(既の実現できているもの)	(その他)
【第10条】⑥ 様々な媒体による周知	【第19条】 議会事件とするものを検討	【第4条】④ 議会モニター制度の導入検討	【第12条】⑬ 意見交換会での意見を議会としてどのように政策提言等につなげるか検討し、条例に明記	【第7条】② 災害時を想定した訓練は、年に1回程度実施する	【第5条】② 議員活動の議員研修（パワハラ、セクハラを含めた資質向上）	【第3条】派遣機関の事務局と情報の共有
【第16条】③ 上位計画について未来構想のどこに当たるかと、市の下位計画における根拠を記載	【第29条】① （政務活動費について）他市町村の水準と運用方法と比較し、改めて検証する勉強会を開催	【第6条】① （議会運営委員会に）一人・二人会派からも委員を選出する（手法は協議する）	【第14条】 （会派代表質問を）一問一答にする	【第7条】③ （議会BCPの）担当割り地域の災害リスクを担当議員と地域住民代表が共有する機会をもつ	【第6条】② 議会局から議員に議会の流れのレクチャーを行う	【第4条】⑤ 審議時間の配分について議員間での相互理解ができるよう協議
【第17条】① 施設、工事名、職員の人数といった基礎的事項を予算書、決算書に入れる	【第29条】② ポスティング業者を利用すると、現在の政務活動費では賄いきれない問題を検討	【第8条】③ 紹介議員による趣旨説明の向上を目指す。採択された請願の検証の機会をもつ	【第18条】 自由討議のあり方について研究	【第8条】② 主権者教育の視点で学校に議員が向く（学校での「議会カフェ」のイメージ）	【第11条】④ 議運開催にあたって趣旨を全議員に説明し傍聴を促す。または会派代表者会議を開催	【第5条】① 議員の活動原則から外れている議員への対応について議会全体の見解を示す
【第17条】② 国県の補助金がある場合は補助金名称を記載	【第29条】③ 支出項目やその所定の費用等を見直すことが必要（時代に合わないものがある）	【第9条】① 政務活動費を増額することになれば（公聴会を）開催する	【第21条】③ 特別委員会については提言をもう少し深めたものにする	【第11条】⑦ どの程度読まれているのか把握するため、議会広報誌や議会ホームページのアンケート調査を行う	【第11条】⑤ 正副、4役以外の会議について委員外もスケジュールが見られるようにする	【第8条】① （請願内容の修正や項目の追加等）請願の取扱いに関する規定を設ける
【第21条】① 通年議会制度を活かし、より活発な所管事務調査を行い、課題の実態把握に努める	【第29条】④ 作業部会の設置、もしくは当該事項も含む特別委員会の設置	【第10条】① 常任委員会、特別委員会のネット中継をする	【第22条】 議会の政策立案等に資する職員を、議会局の職員として出向させるよう市長に要請	【第12条】⑪ YouTubeチャンネルのさらなる活用方法について広報広聴委員会での協議	【第11条】⑥ 委員会配布された資料等を全議員が閲覧できるようにする	【第9条】② 公聴会及び参考人制度を利用することができる場合を議員に周知
【第21条】② 所管事務調査として、施設等を实地で視察し、現状を常に把握する	【第29条】⑤ 宿泊費の高騰状況を踏まえて、政務活動費から支出できる宿泊費の上限を見直す	【第10条】② YouTubeを使用して委員会を中継	【運営】③ 複数の委員会に関係する質疑について、決算等でも認める		【第11条】⑨ 議会広報誌、議会ホームページやSNSを活用した発信の役割を明確化	【第11条】① 議会だよりが手にとって読もうと思ってもらえる紙面作り
【第23条】② 議会図書室の更なる活用について検討		【第10条】③ 監視カメラが撮影しているような映像となっている。他市町村を調査研究し検証	【運営】④ 一般質問について、定例会議ごとに「一般質問」フォルダとし、「通告書、資料」をまとめて格納		【第11条】⑩ 議会だよりを誰からみても分かり易いものにリニューアル。デザイン等改善案を広報広聴委員会で検討	【運営】① LINE WORKSで行われる連絡が、大量で分からないものであるため種類を分別するなどして連絡
【第23条】③ 各議員が議会図書室をどの程度活用しているか調査検討し、より有意義な議会図書室に変える		【第10条】④ 議会運営委員会等で協議の上、市長に対しての要請も必要	【運営】⑤ 当初議案総括通告書等が日付フォルダだと格納場所が（初日とは限らず）わかりづらい		【第16条】① 議案の説明については全議員一同に会し一度に行う	【運営】⑦ 県議会のようにSideBooksを手持ちの機器で見られるようにする
【運営】② 一般質問について完全に一問一答にするか、一次答弁だけならどの質問に答えているか明確に番号等で答弁		【第10条】⑤ 本会議等のライブ中継や録画放映の際に、AI認識での字幕を付ける	【運営】⑥ 議案や予算の分科会送付表のタイトルだけでは目標の送付表に当たらない		【第16条】② 関係法令及び条例等は、施行日やどの条文の変更での条例改正となったかわかる書き方をする	【運営】⑰ 1人会派の新人議員には議会の流れが分かりにくい場合が有り、都度レクチャーを実施
【運営】⑪ 現在紙でも配付している予算・決算関係の書類及び会議録について、希望する議員のみ配布		【第11条】② 議会SNSの導入・運用について協議	【運営】⑧ 審議会委員の「充職」（多くは委員長）に議員が入ることのぜひを議論		【第23条】① 視察に行った際の資料を常時閲覧できるようにする（電子データについても閲覧可とする）	
【運営】⑫ 議会運営委員会での決定事項について紙配付ではなくLINE WORKSでのデータ送付		【第11条】② 議会広報誌だけでなく、多世代それぞれに応じたSNSなどの積極的な活用	【運営】⑨ 決算をチェックする立場の議員が監査委員にもなることを廃止に向け議論			
【運営】⑬ 本会議及び委員会において自席にて水分補給をすることを認める		【第11条】③ 市民が議会と市政にもっと関心を持ってもらうよう、市からの情報提供を強化	【運営】⑩ 議員及び執行部の呼称について、「～君」ではなく「～さん」や「～議員」のように変更			
【運営】⑭ 本会議及び委員会におけるPCの使用を認める		【第11条】⑧ 定期的に意見をいただけるよう議会モニター制度の導入を検討	【運営】⑯ 年1回程度議会運営委員会に所属していない会派に、議会運営の改善を目的としたアンケート調査を実施			
【運営】⑮ 会派室にてPCを使用して議員の仕事をする際に、IBARAKI FREE Wi-Fi以外のWi-Fiを利用						